





の言渡しを受けた受入受刑者については、次の期間（裁判国において当該外国刑の執行として拘禁をしたとされる日数を含む。）を経過した後、仮釈放をすることができる。

一 無期の共助刑については七年

二 有期の共助刑については、その刑期の三分の一

（施設の長の通告義務の特則）

第二十三条 刑事施設の長は、第二十条第一項の指揮があつた場合において、受入受刑者が第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条又はこの法律第二十二条に掲げる期間を既に経過しているときは、速やかに、その旨を地方更生保護委員会に通告しなければならない。

（仮釈放期間の終了の特則）

第二十四条 第二十二条に規定する受入受刑者が無期の共助刑についての仮釈放後、その处分を取り消されないで十年を経過したときは、共助刑の執行を受け終わつたものとする。

2 第二十二条に規定する受入受刑者が有期の共助刑についての仮釈放後、その处分を取り消されないで仮釈放前に共助刑の執行を受けた期間（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）と同一の期間又は共助刑の刑期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、共助刑の執行を受け終わつたものとする。

（共助刑の執行の減輕等）

第二十五条 中央更生保護審査会は、法務大臣に対し、受入受刑者に対する共助刑の執行の減輕又は免除の実施について申出をすることができる。

2 法務大臣は、前項の申出があつたときは、当該受入受刑者に対する共助刑の執行の減輕又は免除をすることができる。

4 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十一  
条及び更生保護法第九十条の規定は、共助刑の執行の減輕又は免除について準用する。この場合において、恩赦法第十一条中「有罪の言渡」とあるのは、「国際受刑者移送法第十三条の命令」と、「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権」とあるのは、「同法第二十五条第二項

の規定による共助刑の執行の減輕又は免除」と、更生保護法第九十条第一項中「前条の申出」とあり、及び同条第二項中「特赦、減刑又は刑の執行の免除の申出」とあるのは、「国際受刑者移送法第二十五条第一項の申出」と読み替えるものとする。

（外国刑の確定裁判の執行不能等の通知を受けた法務大臣の措置等）

第二十六条 裁判国において受入移送犯罪に係る外國刑の確定裁判（二以上あるときは、それらのすべて）が取り消された場合その他その執行ができなくなつた場合において、裁判国からその旨の通知があつたときは、法務大臣は、第十三条の命令を撤回し、直ちに、東京地方検察官

検事正に当該受入受刑者の釈放を命じなければならぬ。

2 東京地方検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、当該受入受刑者を釈放しなければならない。

3 第二十二条に規定する場合を除き、裁判国から、受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外國刑について、減刑その他の事由により当該外國刑の種類又は裁判国において受入受刑者への拘禁をすることができるとされる最終日を変更する旨の通知があつたときは、当該通知に基づき、第十六条及び第十七条の定めるところに従い、共助刑の種類及び期間を変更するものとする。

（裁判国に対する通知）

第二十七条 法務大臣は、受入受刑者が次の各号のいづれかに該当する場合には、速やかに、裁判国にその旨を通知しなければならない。

一 共助刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつたとき。

二 共助刑の執行が終わる前に死亡し、又は逃走したとき。

（第三章 送出移送）

一 送出受刑者の同意がないとき。

2 送出移送は、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、これをすることはできる。

（送出移送の実施）

一 送出受刑者の同意がないとき。

二 送出移送犯罪に係る行為が執行国内において行われたとした場合において、その行為が執行国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 送出移送犯罪について刑事訴訟法第三百五十条の請求又は送出移送犯罪に係る事件について上告の手続が日本国の裁判所に係属するとき。

四 送出移送犯罪に係る確定裁判の執行不能等の通知を受けた法務大臣の措置等）

いて上訴権回復若しくは再審の請求若しくは非常上告の手続が日本国の裁判所に係属するとき。

四 送出移送犯罪について特赦の出願若しくは刑の執行の免除の出願若しくは刑の執行の免除の申出され、又は送出移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された懲役若しくは禁錮又は罰金、没収又は追徴が併科されている場合において、その執行を終わらせず、又は執行を受けないこととなつていいとき。

五 送出移送犯罪に係る懲役又は禁錮の確定裁判において罰金、没収又は追徴が併科されている場合において、その執行を終わらせず、又は執行を受けないこととなつていいとき。

六 送出移送犯罪以外の罪に係る事件が日本国

の裁判所に係属するとき、又はその事件について送り出された受刑者が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終わらせず、若しくは執行を受けないこととなつていいとき。

（裁判国に対する通知）

第二十九条 刑事施設の長は、当該刑事施設に収容されている締約国の国民等に対して言い渡された懲役又は禁錮の裁判が確定したときは、速やかに、その者に対し条約に定める事項のうち重要なものを告知しなければならない。締約国

の国民等が懲役又は禁錮の裁判を言い渡されその確定裁判の執行のため刑事施設に収容されたときも、同様とする。

（送出受刑者に対する通知）

第三十条 法務大臣は、送出受刑者が送出移送の申出をした場合において、条約に基づき日本国

が当該送出受刑者の執行国となるべき国に対し行うこととされる通知をしたときは、当該送出受刑者に書面でその旨を通知しなければならない。

（送出受刑者の同意）

第三十一条 法務大臣は、送出受刑者は、第二十八条第一号の同意をするときは、その收容されている刑事施設の長又はその指定する職員の立会いの下に、法務省令で定める事項を記載した書面に署名押印しなければならない。

（第三章 送出移送）

一 送出受刑者の同意がないとき。

2 送出受刑者に対する通知

第三十五条 法務大臣は、第三十三条第一項の規定により執行国に対し送出移送の要請をしたとき及び前条第二項の規定により引渡しの命令をしたときは、当該送出受刑者に書面でその旨を通知しなければならない。執行国から要請があつた場合は第三十三条第一項の規定に基づく送り出された受刑者の同意があつた場合において、送出移送をしないこととしたときも、同様とする。

（送出移送の実施に関する準用規定）

第三十六条 逃亡犯人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第十六条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十一条の規定は、第三十四条第二項の命令により送出受刑者を執行国に引き渡す場合について準用する。この場合において、同法第十六条第一項中「第十四条第一項の規定による引渡の命令」とあり、及び同法第二十条第一項中

基づき送出受刑者が送出移送に同意しているかどうかを確認するためにその者との接見を求めるときは、これを許さなければならない。

二 前項の接見は、法令の範囲内で行うものとする。

（執行国に対する送出移送の要請）

三 法務大臣は、第二十八条各号のいづれにも該当せず、かつ、相当であると認めるときは、執行国に対し送出移送の要請をすることができる。

四 法務大臣は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ外務大臣の意見を聴かなければなりません。

五 法務大臣は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ外務大臣の意見を聴かなければなりません。

六 法務大臣は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ外務大臣の意見を聴かなければなりません。

（法務大臣の送出移送決定等）

第三十四条 法務大臣は、執行国から送出移送の要請があつた場合において第二十八条各号のいづれにも該当しないとき、又は前条第一項の規定により執行国に対し送出移送の要請をした場合において執行国から要請をした場合において執行国から要請をしたときは、送出

移送をしないこととされることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

（第三章 送出移送）

二 法務大臣は、前項の決定をしたときは、送出受刑者が收容されている刑事施設の長に対し、当該決定に係る引渡しを命じなければならぬ。

三 法務大臣は、第一項ただし書の規定により送出移

送をしないこととするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

（送出受刑者に対する通知）

第三十五条 法務大臣は、第三十三条第一項の規定により執行国に対し送出移送の要請をしたとき及び前条第二項の規定により引渡しの命令をしたときは、当該送出受刑者に書面でその旨を通知しなければならない。執行国から要請があつた場合は第三十三条第一項の規定に基づく送り出された受刑者の同意があつた場合において、送出移送をしないこととしたときも、同様とする。

（送出移送の実施に関する準用規定）

第三十六条 逃亡犯人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第十六条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十一条の規定は、第三十四条第二項の命令により送出受刑者を執行国に引き渡す場合について準用する。この場合において、同法第十六条第一項中「第十四条第一項の規定による引渡の命令」とあり、及び同法第二十条第一項中





八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く。)、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三条)第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八十三条、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百六条の十一の項の改正規定(「第二百七十八条の二第二項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る)、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第四百九十五条第七項の改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四及び五 略

六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に七条を加える改正規定、同法第三百四十五条の次に三条を加える改正規定、同法第四百三条の二の次に二条を加える改正規定、同法第四百六十九条に一項を加える改正規定、同法第四百七十九条の次に二条を加える改正規定、同法第四百八十三条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四百九十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第四百九十四条の次に十三条を加える改正規定並びに第三条(第七十二条第一号を削る改正規定を除く。)の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定(「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る)、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第一百七十二条の改正規定、附則第二十九条の規

定、附則第三十二条中少年鑑別所法第一百五十五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定(「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(罰則に関する経過措置)」)の適用については、なお従前の例による。

**第四十条** 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則(号抄)** 令和五年六月一六日法律第五六号